

第3編 公共下水道事業

IV 業務統計

IV-1. 年間有収水量及び調定額等の推移

(1) 年間有収水量及び調定額の状況

年 度	使用水量 (m ³)	調定額 (円)
令和元年度	10,102,087	1,188,083,400
令和2年度	9,673,480	1,058,602,870
令和3年度	9,923,089	1,081,387,370
令和4年度	10,002,713	1,115,491,490
令和5年度	10,154,540	1,141,034,850

(2) 使用水量区分別明細

水量区分	使用水量 (m ³)	構成比 (%)
0~20	2,321,778	22.9
21~100	2,065,695	20.3
101~200	705,612	6.9
201~500	1,305,425	12.9
501~1,000	1,297,093	12.8
1,001~5,000	1,795,066	17.7
5,001~10,000	620,769	6.1
10,001~	43,102	0.4
合計	10,154,540	100.0

(3) 受益者負担金調定状況

年 度	調 定 額	
	件数 (件)	金額 (円)
令和元年度	3,458	12,093,733
令和2年度	2,272	10,511,332
令和3年度	2,001	10,948,361
令和4年度	6,694	38,972,947
令和5年度	6,900	41,418,807

※令和2年4月1日から地方公営企業法全部適用

IV-2. 下水道使用料等の変遷

(1) 下水道使用料の変遷

(単位：円)

種別	水 道 汚 水									
	基本	使 用 量								
水量	10m ³ まで	1m ³ につき	11m ³ ～ 30m ³	11m ³ ～ 50m ³	11m ³ ～ 100m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 500m ³	101m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 1,000m ³	501m ³ 以上
昭和37年7月12日 制定	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和48年4月1日 改定	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和52年8月1日 改定	150	-	-	-	20	-	-	25	30	-
昭和54年7月1日 改定	250	-	-	30	-	-	40	-	-	45
昭和56年4月1日 改定	320	-	40	-	-	45	55	-	-	60
昭和59年4月1日 改定	465	-	58	-	-	65	79	-	-	87
昭和61年4月1日 改定	575	-	75	-	-	83	102	-	-	112
平成3年10月1日 改定 ※1	575	-	75	-	-	83	102	-	-	112
平成8年6月1日 改定	776	-	101	-	-	112	137	-	-	151
平成9年4月1日 消費税 5%	814	-	106	-	-	117	143	-	-	158
平成16年4月1日 改定 ※2	895	-	116	-	-	129	157	-	-	174
平成26年4月1日 消費税 8%	921	-	119	-	-	132	162	-	-	179
令和1年10月1日 消費税 10%	938	-	122	-	-	135	165	-	-	182

※1 金額に消費税（3%）を乗じて得た額

※2 税込み表示に変更

IV-2. 下水道使用料等の変遷

(1) 下水道使用料の変遷

(単位：円)

種別 区別	その他 污水	井戸污水				温泉 污水
		水道水併用		井戸水専用		
水量	1m ³ につき	1世帯 5人まで	一人増すご と	1人 につき	一人増すご と	1m ³ につき
昭和37年7月12日 制定	5	-	-	-	-	1.5
昭和48年4月1日 改定	10	50	10	90	90	2
昭和52年8月1日 改定	15	100	20	150	100	3
昭和54年7月1日 改定	-	150	30	250	150	5
昭和56年4月1日 改定	-	200	40	320	200	7
昭和59年4月1日 改定	-	230	50	350	220	9
昭和61年4月1日 改定	-	230	50	350	220	9
平成3年10月1日 改定 ※1	-	230	50	350	220	9
平成8年6月1日 改定	-	310	67	472	297	12
平成9年4月1日 消費税 5%	-	325	70	495	311	12
平成16年4月1日 改定 ※2	-	358	76	544	342	13
平成26年4月1日 消費税 8%	-	368	78	560	352	14
令和1年10月1日 消費税 10%	-	375	80	570	358	14

※1 金額に消費税（3%）を乗じて得た額

※2 税込み表示に変更

IV－2. 下水道使用料等の変遷

(2) 受益者負担金の変遷

負担地区	単位負担金額	設定年月日
山の手負担区	133円	昭和48年4月1日
石垣負担区	260円	昭和54年4月1日
北浜（B）負担区	300円	昭和54年9月1日
上人（B）負担区	243円	昭和54年9月1日
自衛隊負担区	164円	昭和57年1月22日
亀川（A）負担区	260円	昭和57年9月4日
上人（A）負担区	243円	平成1年6月19日
亀川埋立地負担区	272円	平成1年6月30日
北浜（A）負担区	300円	平成3年5月7日
北浜（C）負担区	300円	平成3年5月7日
野口負担区	300円	平成4年4月9日
東荘園負担区	330円	平成9年4月1日
南立石負担区	350円	平成10年3月25日
荘園負担区	350円	平成10年3月25日
扇山（A）負担区	300円	平成10年3月25日
扇山（B）負担区	350円	平成10年9月21日
亀川（B）負担区	310円	平成14年3月28日
浜田（A）負担区	350円	平成14年3月28日
実相寺負担区	310円	平成17年3月18日
温水負担区	300円	平成17年3月18日
扇山（C）負担区	350円	平成29年4月27日
南立石一区負担区	350円	平成29年4月27日
南立石二区負担区	220円	平成29年8月17日
扇山（D）負担区	350円	令和2年11月6日